

土地改良事業計画指針

農村環境整備

平成9年2月

農林水産省構造改善局計画部



8—17
平成9年2月28日

各地方農政局計画部長
北海道開発局農業水産部長 殿
沖縄総合事務局農林水産部長
北海道農政部長

農林水産省構造改善局計画部長

土地改良事業計画指針「農村環境整備」の改定について

このことについて、別添のとおり作成したので、土地改良事業計画に当たっての参考とされたい。

なお、土地改良事業計画「農村環境整備」（平成2年8月30日付け2—11）は、廃止する。

目 次

第1章 総 論	
1.1 総 説	1
1.1.1 指針の目的	1
1.1.2 指針の位置付け	1
1.1.3 指針の構成	2
1.2 農村環境整備の目的と整備計画の構成	2
1.2.1 農村環境整備の目的	2
1.2.2 整備計画の基本方針	2
1.2.3 整備計画の構成と内容	4
1.2.3.1 計画作成に当たって留意すべき事項	4
1.2.3.2 整備計画の作成	6
1.2.3.3 整備計画の内容	7
1.3 計画作成の体制	8
1.3.1 市町村の体制	8
1.3.2 住民参加	8
1.4 構想計画	10
1.4.1 構想計画の目的	10
1.4.2 構想計画の内容	11
1.4.3 他の計画との調整	11
1.5 基本計画	12
1.5.1 基本計画の目的	12
1.5.2 基本計画の内容	12
1.5.3 他の計画との調整	13
1.6 実施計画	13
1.6.1 実施計画の目的	13
1.6.2 実施計画の内容	13
1.6.3 他の計画との調整	15
1.7 調 査	15
1.7.1 調査の目的	15
1.7.2 調査の内容	15
1.7.2.1 調査地区の設定	16
1.7.2.2 広域的条件	16
1.7.2.3 地区の実態把握	17
1.7.2.4 住民の意向把握	18
1.8 計画管理	19
1.8.1 計画管理の目的	19
1.8.2 計画管理の内容	20

第2章 農業集落道	21
2.1 基本的考え方	21
2.1.1 目的	21
2.1.2 定義	21
2.2 調査	22
2.2.1 調査方針	22
2.2.2 調査項目	23
2.3 整備計画	25
2.3.1 整備計画の基本方針	25
2.3.2 計画の手順	26
2.3.3 農業集落道の整備診断	28
2.3.4 道路整備の方法	30
2.3.5 道路網計画	32
2.3.6 線形計画	34
2.3.7 横断面の計画	37
2.3.8 道路の構造	41
2.3.8.1 路面高	41
2.3.8.2 舗装	41
2.3.8.3 排水	42
2.3.9 付帯施設	44
2.3.9.1 交通安全施設等	44
2.3.9.2 待避所等	49
2.3.9.3 駐車場等	49
2.3.9.4 消雪、流雪施設等	50
2.3.10 自転車道・歩行者道	58
2.3.10.1 自転車道	60
2.3.10.2 歩行者道	62
2.3.11 修景	64
2.4 維持管理	68
2.4.1 管理体制	68
2.4.2 管理方法	69
第3章 農業集落排水施設	70
3.1 基本的考え方	70
3.1.1 目的	70
3.1.2 農業集落排水施設の特質	71
3.1.3 定義	72
3.1.4 農業集落排水施設整備に係る計画の基本的考え方	73
3.2 調査	75
3.2.1 調査方針	75

3.2.2	調査項目	75
3.3	農業集落排水事業計画	77
3.3.1	農業集落排水事業計画の具体的整備目標	77
3.3.2	関係法令との関連	79
3.3.3	対象とする汚水及び放流目標水質	81
3.4	処理区計画	83
3.4.1	処理区計画の基本的考え方	83
3.4.2	処理区計画作成の手順	84
3.4.3	集落圏の設定	85
3.4.4	集合処理区域の設定	86
3.4.5	処理区域の設定	88
3.5	農業集落排水施設計画	89
3.5.1	農業集落排水施設計画の基本的考え方	89
3.5.2	汚水処理施設の規模及び処理能力の検討	91
3.5.2.1	計画処理対象人口	91
3.5.2.2	汚水原単位及び計画流入水質	97
3.5.2.3	計画汚水量	99
3.5.3	汚水処理方式の検討	100
3.5.4	汚水処理施設の管理装置等	106
3.5.5	管路施設計画	107
3.5.5.1	管路施設計画の基本的考え方	107
3.5.5.2	管路施設の構造と配置	108
3.6	循環再利用計画	113
3.6.1	処理水の循環再利用計画	113
3.6.2	汚泥の農地還元計画	114
3.7	維持管理計画	117
3.7.1	維持管理計画の基本的考え方	117
3.7.2	維持管理計画の検討	118
3.7.3	維持管理体制	119
第4章 営農飲雑用水施設		
4.1	基本的考え方	122
4.1.1	目的	122
4.1.2	定義	123
4.2	調査	126
4.2.1	調査手順及び内容	126
4.3	計画	135
4.3.1	計画の基本方針	135
4.3.2	計画の諸元	136
4.3.3	施設の構成と配置	140

4.3.4	取水・導水・送水施設	141
4.3.5	浄水施設	144
4.3.6	配水施設	148
4.4	維持管理	152

第5章 農村公園緑地

5.1	基本的考え方	153
5.1.1	目的	153
5.1.2	定義	154
5.1.3	適用範囲	154
5.1.4	農村公園緑地の機能・種類・規模	155
5.1.5	農村景観と修景	158
5.2	調査	158
5.2.1	調査の方針	158
5.2.2	調査項目	159
5.3	整備計画	161
5.3.1	整備計画作成の手順	161
5.3.2	計画の基本方針	162
5.3.3	基本計画	163
5.3.4	敷地計画	164
5.3.5	景観保全計画	165
5.3.6	施設計画	166
5.4	維持管理	166

第6章 集落防災安全施設

6.1	基本的考え方	168
6.1.1	目的	168
6.1.2	定義	169
6.2	調査	169
6.2.1	調査方針	169
6.2.2	調査項目	170
6.3	計画	173
6.3.1	計画の手順	173
6.3.2	整備計画の基本方針	174
6.3.3	斜面崩壊防止施設	174
6.3.4	風害・雪害防止施設	179
6.3.5	防火施設	180
6.3.6	雨水排水施設	182
6.3.7	水路・ため池等安全施設	183
6.3.8	交通安全施設	184

6.3.9	防犯施設	184
6.3.10	防災無線	184
6.4	維持管理	185
6.4.1	管理体制	185
6.4.2	管理方法	186

まえがき

1. 趣 旨

農業農村の健全な発展のためには、農業の生産条件の整備と併せて農村住民の福祉の向上を図っていく必要があるが、農村の生活環境は都市に比べて依然として立ち後れており、今後ともその格差是正を図っていく必要がある。また、近年、農村地域が、水、大気等の保持・かん養、土砂流出防止、洪水調節等の国土保全機能の役割を果たすとともに、農村地域が有する緑豊かな自然環境は、国民に「快適な」空間を与えるものとして、その機能がますます注目されているところである。

このようなことから、今後とも農村生活の快適性を踏まえた農村整備を一層推進することが必要であり、とりわけ農業の生産条件の整備と併せて農村住民の福祉の向上や自然環境の保全・創出を総合的に推進する農村環境整備の重要性が増しているところである。

このような背景から、平成2年8月に、農村環境整備を行うに当たっての基本的考え方、目的、目標や農村環境整備に係る主要工種の体系的な技術基準を示すことを目的に、土地改良事業計画作成の際の標準的な調査・計画の作成手法を明らかにした、土地改良事業計画指針「農村環境整備」（以下、「計画指針」という。）が策定されたところであるが、本計画指針の内容に技術的に発展段階にある工種についての実績や主要工種の技術進歩の内容、あるいは、農村の新たなニーズを取り込んだ計画手法を盛り込むこととし、今回、本計画指針を改定することとしたものである。

2. 経 緯

本計画指針は、(社)農業土木学会内に設置した学識経験者と農林水産省担当者から構成される「計画基準改定委員会農村環境整備部会」（昭和52年度～平成8年度）を組織し、現地調査の成果及び委員の研究成果に基づき、事業の実態を検討した上で作成・改定したものである。

本計画指針の作成・改定に当たった委員及び幹事は以下のとおりである。

委員長	高橋強																			
委員	安達修	荒樋豊	安部大就	有田博之																
	今井敏行	片山秀策	勝野武彦	工藤清光																
	小池聡	清水洋一	高橋順二	(故)西口猛																
	端憲二	広瀬峰生	矢橋晨吾																	
幹事	荒井博之	荒木富美雄	荒幡克己	五十嵐淑典																
	石坂邦美	伊丹光則	梅川治	大泉勝利																
	緒方博則	加藤孝	上潟口芳隆	神谷耕雄																
	河畑俊明	楠晴王	栗原眞	小林和行																
	佐藤準	田中久二	田中繁世	千葉哲																
	東條功	土居邦弘	中野拓治	波川鎮男																
	林田直樹	平野美紀	松浦良和	松本政嗣																
	丸山和彦	安村廣宣	山下正																	

(以上、五十音順、敬称略)

3. 本計画指針の構成

土地改良事業の計画作成のための技術基準は、その熟度により「計画基準」、「計画指針」に区分される。

計画指針は、計画や実施の事例が少ない場合や発展段階にある技術等を内容とする場合、あるいは、計画基準の一部を詳述する場合などに、当面の計画作成のための参考とするために計画基準に代えて作成されるものである。

今回作成・改定した指針は、その対象とする農村の生活環境に係る工種が発展段階にある技術を多く含んでいることや、技術基準としての一部を詳述するものであることから、計画指針として位置づけられるものである。

本計画指針は「主文」、「解説」、「参考」から構成される。

主文は、計画の作成に当たって準拠すべき基本的事項等を要約したものである。

解説は、主文を詳述かつ具体的に説明するため、調査計画の手法、手順、算式、図表等を記述したものである。

参考は、解説を補足するため、計画の作成に当たって参考となる事例等を記述したものである。

なお、発展段階にある技術についても、今後重要と思われるものについては、現時点で得られる知見を広く紹介することとしている。

4. 本計画指針の特徴及び留意点

本計画指針で取り扱う代表的な工種は、「農業集落道」、「農業集落排水施設」、「営農飲雑用水施設」、「農村公園緑地」及び「集落防災安全施設」である。

なお、農業集落排水施設の汚水処理技術については、いまだ発展段階にある技術が多いため、処理水質、処理技術の定量的な解明が必ずしも十分とはいえない。したがって、これらについては今後の調査・研究成果を待って、逐次、その内容を充実していくよう努めることとしたい。

本計画指針における具体的な特徴は次のとおりである。

- (1) 第1章「総論」では、農村環境整備の目的及び「構想計画」・「基本計画」・「実施計画」・「計画管理」の各段階ごとの計画作成における基本的考え方や留意事項等を明らかにした。
- (2) 第2章「農業集落道」では、農業集落道の整備に係る計画の手順、整備診断の手法、道路網のあり方、整備の方法、修景及び道路の維持管理方法についての基本的考え方や留意事項等を明らかにした。
- (3) 第3章「農業集落排水施設」では、農村にふさわしい汚水処理施設の計画作成が図られるよう、農業集落排水施設整備の特質、調査項目及び整備計画の具体的整備目標を示している。特に、関係法令との関連、放流目標水質、処理区計画、計画諸元、汚水処理方式の検討、施設計画、循環再利用計画及び維持管理方法についての基本的考え方や留意事項等を明らかにした。
- (4) 第4章「営農飲雑用水施設」では、農村用水の特徴、水道法との関係、調査手続、計

画諸元，施設構成と配置及び維持管理方法についての基本的考え方や留意事項等を明らかにした。

(5) 第5章「農村公園緑地」では，農村公園緑地の目的，特質，種類と規模を解説し，農村景観と修景に係る考え方を明らかにした。具体的には，計画作成に必要な調査項目，調査事項を検討したのをはじめとして，配置計画，管理運営計画及び維持管理方法についての基本的考え方や留意事項等を示すとともに，自然環境保全・創出，都市農村交流及び地域資源利活用といった観点から，農村景観の保全が図られることにも配慮した計画作成を行うために必要な項目等について明らかにした。

(6) 第6章「集落防災安全施設」では，調査，計画及び維持管理方法についての基本的考え方や留意事項等を示すとともに，斜面崩壊防止施設，風害・雪害防止施設，防火施設，雨水排水施設，水路・ため池等安全施設，交通安全施設，防犯施設及び防災無線についても基本的考え方や留意事項等を明らかにした。

本指針の取りまとめに当たっては，農村総合整備事業を中心に，工種別の計画や施工の実態調査を実施するとともに，特に「農業集落排水施設」のうち，污水处理施設に関しては，水質，汚泥処理，高度処理，維持管理等のあり方についても調査を実施した。さらに，実際に指針を活用することになる地方自治体の担当者からもあらかじめ多数の意見，要望を聴取し，これらを踏まえた解説を加えることにより，現場の日常的な業務で生じる問題等を踏まえたものとなるよう努めたところである。

なお，農村環境整備の整備目標等については，地域や地区の事情によって異なることはいうまでもなく，現場の計画担当者は地域の実態を十分把握した上で本計画指針を活用することとされたい。

第1章 総論

1.1 総説

1.1.1 指針の目的

本指針は、農村総合整備事業等における農村環境整備に係る計画（以下「整備計画」という。）を作成するに当たって、必要となる事項についての標準的な考え方、配慮すべき点を明らかにすることにより、農村環境の合理的かつ効果的な整備を図り、活力ある農村社会の建設に資することを目的とする。

【解説】

農業及び農村の健全な発展を期するためには、農業の近代化を図るとともに、農村の生活環境を整備し、農村住民の福祉の向上を図ることが重要である。ここで、農村の生活環境の整備は、農業生産基盤の整備と密接な関連を有しており、これらを計画的、一体的に整備することが合理的かつ効果的である。

また、現在の農村環境整備においては、従来の生活条件改善のための整備に加えて、ビオトープ等の自然環境の保全・創出、景観整備等を積極的に位置付けていくことが求められている。一方、農村の生活環境の整備に対する住民ニーズの高度化・多様化に対応して工種が増加していることから、今後の整備計画の作成においては、このような状況を踏まえ、相互の調整を図った一体的・総合的な計画作成が求められている。

本指針は、こうした観点から、農村総合整備事業等における農村環境整備の効率のかつ円滑なる実施を図るため、整備計画を作成するに当たって、必要となる事項についての標準的な考え方、配慮すべき点を明らかにするものである。

1.1.2 指針の位置付け

本指針は、良好な農村環境を創出するために、農村環境の整備を行おうとする地域において整備計画を作成する際の技術指針である。

【解説】

本指針は、農村環境整備を行おうとする場合の計画作成や工種選択が画一的かつ機械的になることがないように、必要な知見を提示するものであり、整備計画の作成担当者がその計画作成段階において参照する原則的な技術指針として活用されることが期待される。

1.1.3 指針の構成

本指針は、総論及び農村環境整備に関する各工種の技術指針によって構成される。

【解説】

本指針は、以下の工種について取り扱う。

- ① 農業集落道
- ② 農業集落排水施設
- ③ 営農飲雑用水施設
- ④ 農村公園緑地
- ⑤ 集落防災安全施設

総論では、整備計画を作成する場合の一般的な配慮事項について述べる。各工種ごとの技術指針では、整備計画の作成に必要な基本事項について述べる。

1.2 農村環境整備の目的と整備計画の構成

1.2.1 農村環境整備の目的

農村環境整備は、農村の総合的整備の一環として生産基盤の整備と併せ、生活環境の整備をすることにより、農村住民の福祉の向上を図るとともに、自然環境の保全・創出等に資することを目的としている。

【解説】

農村は、農村住民が豊かで快適な生活を営む場であるとともに、食料の安定供給、就業の場の提供、水資源のかん養、国土及び自然環境の保全・創出、伝統文化の継承、個性豊かな国土の形成等の多面的な役割を有しており、近年は都市住民からも、ゆとりとうるおいを提供する空間として期待されている。このような農村の多面的機能を十分に発揮させ、健全な農村社会を形成・発展させるためには、農村環境整備を計画的、総合的に推進していくことが重要である。

1.2.2 整備計画の基本方針

整備計画は次の基本方針に基づいて作成する。

- (1) 整備計画は、農村の総合的な整備の一環として位置付けられるが、整備を通じて保健性、安全性、経済性、利便性、快適性の向上を図るとともに、多様な自然環境のもとで地域住民が定住し得る良好な農村環境の創出を目的とする。
- (2) 計画作成に際しては、地域の特性を尊重しながら、長期的な見通しに立って、国土の均衡ある発展と農業者を始めとした農村住民の福祉の向上に配慮するよう心がける。

【解説】

整備計画は、当該計画に係る農村環境整備により、立地条件や自然条件に応じて、生産基盤と生活環境とが調和した良好な農村環境を形成するとともに、将来にわたって農村地域が自然環境の保全等の公益的な役割を効果的に果たし得るよう、長期的な見通しに立ったものでなければならない。また、国民の生活意識の平準化により、農村でも都市と同様の生活水準の実現が求められており、これに対応した整備計画の作成が必要となっている。

1) 快適な生活環境条件の整備

社会全般の生活水準の向上や情報化の進展等に伴い、農村でも都市と同様の高い生活環境水準が求められている。

このため、污水处理施設、道路等の基礎的な生活環境施設に加えて、自然保全、保養・休養施設、文化・教育施設、レジャー施設等のより高い快適性を確保するための施設整備が必要である。

2) 定住の基礎的条件の整備

農村住民の居住の保健性・安全性・利便性・経済性を満たすためのルーラルミニマムとでもいうべき生活環境施設の整備は、農村地域への定住を推進する上で企業誘致等による就業機会の確保とともに必要性が高い。

さらに、最近では自然とのふれあいを農村地域に求める動きや、地方・農村への居住志向が都市住民の間に高まってきており、これらに対応し、都市・農村交流を促進するためには農村地域の基礎的な生活環境整備が必要となっている。

3) 生産と生活を通ずる一体的な整備

農村地域は、農業者の生活の場、食料生産活動の場であるとともに、国民の財産ともいえる緑豊かな自然環境、水、大気を保持・かん養するほか、土砂流出、土壌侵食の防止、洪水調節等の国土保全機能をもっている。

このため、整備計画では、農村地域が果たしているこれらの諸機能が十分に発揮されるように配慮し、農村における自然環境の保全・創出を念頭に置き、生産環境と生活環境との均衡ある改善に資するよう、生活環境を農業生産基盤の整備に併せて総合的な計画によって調整し、整備するよう心がけなければならない。

4) 農村景観への配慮及び自然環境の保全・創出

農村地域における豊かな水や緑、歴史的景観等を活かした美しい景観やうるおいある空間の維持・形成が求められていることから、農村環境整備においては、池、沼、小河川、水田、森林等優良な緑地空間を含んだ自然環境を保全・創出していく必要があり、このため、これらの空間保全形成に関する理念を積極的に取り込むことが求められている。

また、地域特性を生かした環境整備を図る上から史跡、社寺等の歴史的資源や伝統行事・文化等の社会的資源と石、木材等地域で得られる自然的な素材を活用した地域資源の有効利用による景観づくりも求められている。

5) 活動圏の広域化・多様化への対応

整備計画は、従来、個別の市町村の課題に対応して作成すればよいと考えられてきた。

しかしながら、モータリゼーションの進展やライフスタイルの変化にともなって、農村住民の日常の行動圏域はかつてないほど広域化し、市町村間の依存関係は多様で有機的となった。例えば、道路・交通網の整備、モータリゼーションの進展等により、1990年には全農業集落の約6割がDID地域まで30分以内、9割が1時間以内に位置しており、農業集落と地方中心都市との時間距離は短縮してきている。このため、農村環境整備においても市町村の圏域を越えた広域的で多様な関連性の中で位置付けられる、新たな圏域構成や協力関係の形成が必要となっている。

6) 農村の社会構造の変化への対応

農村地域では、農業生産活動を基礎として農家を中心とした農村社会が安定的に維持されてきた。しかしながら、近年では混住化・兼業化等の進行により、農村地域においても非農家世帯が多数居住するようになってきている。このため、農村環境整備においては、農家の意向のみならず、非農家の意向を踏まえた施設の整備が必要となっている。

7) 高齢化の進行への対応

農村地域では、若年の層の流出と平均寿命の伸びによって高齢者の比率が増加している。従来、農村の高齢者は農業生産活動の中で一定の役割を果たしてきたが、農業生産構造の変化に伴い、その役割は弱まりつつある。一方、中山間地域等では、地域社会で慣行的に行われてきた役割分担、行事の実施等が困難化するなど、従来の社会組織や施設の枠組みを前提とした対応を困難にしているため、新たな社会システムの形成と農村環境の整備が求められている。

1.2.3 整備計画の構成と内容

1.2.3.1 計画作成に当たって留意すべき事項

整備計画の作成に当たっては、地域の経済的条件、自然的条件、歴史的条件、社会的条件等の地域特性を考慮し、関連諸計画と調和したものとするとともに、農村地域が将来にわたって自然環境の保全等の公益的機能を効果的に果たすことができるよう、長期的な見通しに立った総合的な整備計画とするよう留意する。

【解説】

整備計画は、住民活動に直接関係した基盤・施設を整備するだけでなく、近隣市町村（圏）の計画・事業とも密接に関連して相互の調整を図る必要があるため、地域行政の第一義的責任を負っている市町村の地域計画として位置付けられる。

整備計画の作成作業に当たっては、以下の基本的事項に留意することが求められる。

1) 上位計画等との調整

農村環境整備は長期的な見通しに立ち、農村の環境条件を総合的に整備していくものであることから、計画内容は技術的・社会的な見地から見て適切であり実現可能であることはもちろん、市町村の基本構想、市町村土地利用計画、農業振興地域整備計画、都市計画

等と調和が保たれたものでなければならない。

また、市町村間の機能の分担を図るなど、実体的な地域社会の領域に対応した有機的連携を強める必要性が増していることから、計画の作成に関連して常時、市町村間で横の連絡を緊密にし、調整・協力する体制の整備が不可欠である。

2) 施設システムの形成

農村施設は、その圏域に応じた階層構成をもち、階層構成に応じた機能を分担し、全体としてシステム（系）を構成する。例えば、農村公園・緑地は集落を圏域とするもの、数集落を圏域とするもの、市町村全域を圏域とするもの等があり、それぞれの機能は相互に補完・協調し合うことによって、全体として複合的・総合的な緑地機能を形成している。

こうしたシステムは、それぞれの施設の適切な空間配置や機能の相互関連性の形成によって高い効果をもたらすため、農村施設に応じた施設システムを確立することが求められる。

3) 農業的土地利用の保全と都市的土地利用との調和

かつて、農村地域は農業生産を専らとし、農業的土地利用は農村の共同体的な労働等に裏打ちされて維持されてきた。しかし、今日では都市的な土地利用が混在する一方で、伝統的な共同体はその機能を弱めている。

近年の農村地域における混住化等に対応し、農村地域の活力を維持するためには、都市的な機能の適切な誘導によって良好な居住空間を作ると同時に、農業生産環境を保全していく必要がある。このためには、農業的土地利用の保全対策を講じるとともに、都市的土地利用との調和を図ることが不可欠の条件である。

4) 地域特性を考慮した計画の実現

農村の立地条件は多様であり、都市近郊のように人口増加やスプロールが進行している地域がある一方で、人口流出が進行し生活環境の整備が依然として立ち遅れている中山間地域の農村も多い。農村環境整備に当たっては、このような地域の多様性を十分踏まえ、それぞれに適合する工夫が必要である。市町村はそれぞれにおかれている環境も異なるため、地域独自の工夫が多様な可能性をもたらす。

5) 自然環境の保全・創出技術の開発

自然環境の保全・創出技術は開発が始まったばかりで、多くが試行錯誤の段階である。

このため、環境対策を講じる際には、専門家等の意見、類似地区の経験等を幅広く参考にすのほか、段階的に施工するなどの現場での工夫も必要である。特に生物を対象とする場合、ある地区で成功した工法・対策が他の地区でも成功するとは限らないので経験の中で慎重に観察し、技術形成につなげていく努力が現場に求められている。

6) 地域資源の有効利用

農村地域では、これまで、水力等を除き、熱・風力・バイオマス等の一次エネルギーの多くを農村住民の生産や生活の利便のために活用してこなかった。しかし、これらの利用技術は近年飛躍的に向上しており、小規模な施設でも効率的な資源化が可能である。さらには、池、沼、小河川、水田、森林等優良な自然環境による景観資源、史跡、社寺等の歴

第2章 農業集落道

2.1 基本的考え方

2.1.1 目的

農業集落道の整備は、農業集落における農業生産をはじめとする諸活動によって生じる道路交通の円滑化と安全性の確保を図るとともに、住民生活の利便性、快適性の向上を通じて生産・生活環境の改善に資することを目的とする。

【解説】

1. 農業集落道整備の必要性

農業集落道は、農村住民の生産・生活活動に伴う移動のための道路であり、農村住民の日常生活における利便性の向上を図る基礎的な施設である。したがって、農業集落道は生産・生活活動の進展に対応して、農業機械、自動車等の交通の円滑化及び自転車、歩行者等の安全性を確保するとともに農業集落における居住環境、施設立地、土地利用状況等に即した整備が求められている。

さらに、農業集落道は、地域住民の日常生活が展開される場として上述した交通機能のほか集落環境を保全・改良する環境機能等の種々の役割も期待されている。また、農業集落道が構成する地上・地下の空間は、防災のための空地ないし公共・公益施設等を収容する空間としての用地機能も期待されている。したがって、平地・中山間あるいは水田地帯・畑作地帯等で区分される地域の特性に沿った農業集落道の整備を心がける必要がある。

2. 農業集落道整備の目的

農業集落道の整備は、路線の特性に応じて農業生産・流通の効率性の向上や住民生活の利便性、安全性、快適性の向上等による農村環境の改善に資することを主な目的としている。このため農業集落道の整備は、各種施設整備の基礎となり農村の総合整備の一環をなすところから、農村の将来像を考慮して定められた集落の長期的な開発整備の方向に沿うことが重要である。

2.1.2 定義

農業集落道とは、農業集落内の宅地相互を連結したり農業集落間を連絡して、通作や農産物等の運搬に伴う交通をはじめ、農村住民の日常生活に伴う交通の用に供する道路である。

【解説】

1. 農業集落と農業集落道

本指針においては、農業集落相互を結びついたり、農業集落内の宅地及び共同施設用地を連

第3章 農業集落排水施設

3.1 基本的考え方

3.1.1 目的

農業集落排水施設の整備は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村の生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水や汚泥を処理するとともに雨水を排除し、もって生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的としている。

【解説】

1. 農業集落排水施設整備の必要性

農村は、わが国の可住地面積の9割を占め、総人口の4割が居住する空間であり、国民の重要な居住・就業の場であるほか、食料の安定供給、国土と自然環境の管理・保全、国民への緑で潤いに満ちた余暇空間の提供など、重要かつ多面的な機能を存している。

しかし、近年の農村地域の混住化の進展等により、都市近郊地域等においては、土地・水利用調整の必要性が生じている場合が見受けられるとともに、中山間地域等においては過疎化・高齢化により地域社会の活力が失われる場合が見受けられるなど、農村地域の機能が著しく低下してきている。

水利用についてみると、混住化の進展は、農村における生活様式の近代化・多様化と相まって、家庭からの生活排水量の増加と農業用排水の汚濁の進行をもたらした。

一方、農村地域においては、都市と比較して生活環境整備が著しく立ち遅れている。特に、都市に比べ汚水処理施設の整備の格差が著しく、貴重な国土空間で多面的な役割を担う農村地域の生活環境の向上に向けて、ナショナルミニマムとして生活排水処理施設の整備を一層促進していくことが求められている。

この結果、農作物の生育障害、農業用排水施設の機能維持及び維持管理に係る負担の増大、悪臭の発生など、農業生産環境及び農村生活環境の両面にさまざまな悪影響が生じてきている。

また、農村地域からの生活排水等の汚濁負荷は、公共用水域の水質悪化の要因ともなっている。近年、生活排水対策が水質保全上の重要な柱として位置付けられる中で、生活排水処理を通じて農村地域の水環境保全はもとより、公共用水域の水質保全に寄与することが望まれている。

さらに、農業就業者の減少や高齢化が急速に進展する中で、担い手の確保の観点から、農村地域の生活環境を緊急に整備する必要がある。汚水処理施設整備の一層の推進が、農村地域の重要な施策となってきている。

第4章 営農飲雑用水施設

4.1 基本的考え方

4.1.1 目的

営農飲雑用水施設は、農業生産と農村生活の両面にわたる多目的用水施設として、農村環境の改善に寄与することを目的とする。

【解説】

1. 農村用水の特徴

農村地域では、土地と水と太陽エネルギーとを基盤とし、自然との深いかかわり合いの中で、生産活動と一体となった生活が営まれてきた。集落の水は、生活用水として利用されるほか育苗、野菜等の生産物の洗浄、家畜の飼養等に用いられ、火災発生の際には消火用水となるなど、多目的用水の性格が濃く、集落を縫って流れる小川を貴重な共有財産として今なお守り続けている地域も多い。

生活水準の向上に伴う生活用水の需要増加は一般的傾向であるが、農村でも生活環境改善の第一歩として、飲用水を在来の戸別の井戸や湧泉から簡易水道等の安全で安定性の高い水道施設方式へ転換する要望が高まり、そのための施策が進められている。また、一方では、集落内の用排水路は水源の汚濁あるいは生活排水の流入等によって次第に汚水排水路化し、かつてのように家畜用水や洗浄用水として利用することが不可能になりつつある。

このように、農村地域においては、居住者の飲用水から作物や家畜の管理用水にわたる広範囲の目的に使うことのできる良質の用水が求められており、いわば多目的農村用水として、旧来の集落用水としての小川や井戸に代って、新しい構想に基づく健康的で安定性にすぐれた用水施設が導入される必要がある。

2. 整備の目標

1) 施設容量の考え方

農村の営農条件及び生活条件の変化によって、用水需要は量的・質的に大きく変化している。営農飲雑用水施設は、利水条件の整備を通じて農村の生活水準の向上に寄与し、併せて生産にかかわる雑用水をも確保しようとするものであるから、用水の使用目的・方法等に対応できるものでなければならない。

したがって、施設容量の決定には、日平均給水量、日最大給水量等について十分検討を行う。

2) 機能的衛生的用水施設の整備

営農飲雑用水施設は、目的達成のために十分な機能を持った施設となるように計画するが、保健衛生面での必要条件を満たした上で、できる限り維持・管理の簡易な構造・配置

第5章 農村公園緑地

5.1 基本的考え方

5.1.1 目的

農村公園緑地は、農村の総合整備の一環として、農村住民の健康増進と憩いの場を提供し、併せて生活環境、生産環境、自然環境及び歴史的・文化的環境の保全に資するものである。農村地域に賦存する特有の地域資源（動植物、土地、水環境等）の適正管理と利活用による都市と農村の交流の視点に立った農村公園緑地の整備を図ることを目的とする。

【解説】

農村における公園及び緑地の計画では、主として子供から、老人までの幅広い層を対象とした遊び場、運動施設、憩いの場等農村のレクリエーション空間要求から生じる園地造成のみならず、農村にある有効な緑地の多面的な機能を永続的に確保することを通じ、農村の生活・生産環境の保全に資することを目的とする。

かつて、農村の中でこれらを満足するオープンスペースは、集落内の道路や鎮守の森等主として年中行事のシンボリックな広場であった。しかし、モータリゼーションの進展により路上における子供達の遊び場や住民の交流の場が失われると同時に、情報化社会の進展、高学歴の浸透、核家族化等により児童生徒の野外レクリエーション活動が低下している。また、郷土のイメージを形成する景観構成要素も画一的、無秩序な開発が急速に進むなかで失われてきている。しかし、その一方で、農村社会における高齢化の進行や老壮年層の自由時間の増加に伴い、野外レクリエーション活動が多様化、活発化してきている。このため、これらのレクリエーション活動の多様化に対応した生活空間の整備が必要になってきており、農村公園緑地の保全及び整備は農村集落全体の生活基盤・生産基盤とも大きな係わりをもっている。

また、都市住民の余暇時間・自由時間の増大や自然志向のライフスタイル（自然と共にある生活、自然の中での生活等）の高まりから農村公園緑地の位置付けはより重要となってきた。このため、農村公園緑地の整備においては、都市住民の要請に対応し、都市と農村の交流的視点にたった地域資源の利活用や農業の第三次産業化をも考慮に入れた農業公園のあり方の模索、あるいは、アメニティ形成や自然環境保全を基調とした農村景観形成への方向付けが求められている。

さらに、農村には農業生産に連動した土地利用・土地管理が長く続けられており、農村固有の動植物も少なくない。

伝統的な農村景観の保全とそこに存在する動植物の種の保存も地球的規模・地域的規模においても重要となっている。

第6章 集落防災安全施設

6.1 基本的考え方

6.1.1 目的

集落防災安全施設の整備は、農村の総合整備の一環として、集落の生産・生活活動などを考慮して実施するものであり、農村での安全なくらしの実現に寄与することを目的とする。

【解説】

1. 農村の変貌と安全なくらし

農村地域の過疎化及び兼業化に伴い土地の管理が粗放化し、あるいは無秩序な都市区域の拡大により農業生産環境が悪化し、耕作放棄地や機能の低下した農業用施設が増加している。

このような管理不十分な農用地等は、災害や事故等を引き起こす原因となる場合もある。

このほか、従来の農村空間は、必ずしも自動車交通にふさわしいものとはいえ、交通事故の危険性あるいは発生が増加している。

一方、水質・土壌の汚染や農業用資材及び農産廃棄物の不法投棄等による環境汚染も問題となっている。

2. 集落防災安全施設の意義と役割

一般に農村地域は都市域に比べて、道路、用・排水路等の安全対策が遅れており、交通事故や水路、ため池等への転落事故の危険性が高い。

農村地域における安全性の確保、特に高齢化や混住化の進みつつある農村社会における老人、子供、幼児等社会的弱者に対する安全性の確保を重視して生活環境施設を整備するとともに、社会情勢の変化に対応した防災対策、救急対策、避難対策、安全対策等の諸対策を推進することが望まれる。

3. 集落の類型・形態・分布・規模と災害

わが国の農村集落は、立地条件、土地利用、住民の就業状況等による類型区分とともに、集落空間の特徴から、散在・散居・集居・密居の4つの集落類型に区分されているが、各々の集落類型において、発生する各種災害には特徴が見られることから、災害対策を検討する際には各集落の集落類型等を十分に把握することが肝要である。

また、危険性は、それを回避するための空間的余裕が十分にもてない場合に発生しやすいため、可能な限り空間的な余裕が求められる。